

令和6年度社会福祉法人雪国ボランティア事業計画（案）

I 経営理念・運営基本方針

〔経営理念〕

社会福祉法人雪国ボランティアが利用者への責任を最大限に果たすために

- 1 職員の物心両面の幸せを追求する経営を行う。
- 2 本事業を通じて正当な対価を得、運営に寄与し得る原資の確保に努める。
- 3 末永く職員と共に歩み得る、事業の継続を可能とする経営基盤を確立する。
- 4 経営側が経営判断を行い、経営責任を負う。現場は業務遂行と業務遂行責任を果たす。
- 5 経営側と現場が協働して、安定した経営と運営を行う。

〔運営基本方針〕

障害者基本法に基づいた施設の運営

- 1 利用者の尊厳、人権とプライバシーを重視した支援と処遇を行う。
- 2 安全で快適な生活環境を維持し、そのもとで健全な生活が営まれるよう配慮を行う。
- 3 高齢化等による二次的な障害の防止を行う。
- 4 いつでも利用者が安心して利用できる福祉サービスの提供を行う。

II 重点項目並びに目標

1 施設の運営と継続事業他

（1）施設の運営を安定させるための利用者の確保

社会福祉法人雪国ボランティアに課せられた社会的使命を果たすため

＊入所率 100%

＊入所定員 60 名

＊制度の主旨を鑑み、主に身体障害者としている当施設の入所基準を

・知的障害者にも広げる

・精神障害者にも広げる

＊誘致活動

・県内を中心に相談支援事業所や医療機関へ誘致のための働き掛け

（2）安定した施設運営

＊感染予防対策等を徹底

＊休業することなく施設運営

（3）広報活動

＊施設広報

＊求人活動

＊動画系 SNS「Social Networking Service」を利用

(4) 「地域における公益的な取組」を実施する責務

＊新潟県社会福祉経営者協議会「にいがたセーフティネット事業」の継続的な推進

2 職員の定着と採用

＊介護職員（支援員）の欠員補充

＊職員の資質向上・必要知識・技術の習得のための内部研修の充実

3 近隣地域との連携強化

＊地域住民との良好な関係を構築

＊施設広報の配布

＊地域貢献（福祉車両の貸し出し等）による連携構築

4 施設設備等の保全並びに修繕

＊中・長期計画を新たに策定

5 家族及び身元引受人等からの協力体制

(1) 家族会において施設の運営方針や個別支援計画の説明

(2) 家族会において施設の運営方針や個別支援計画への協力要請

(3) 施設と利用者が共通認識に立った施設運営

(4) 家族へは活動面においての協力体制の継続要請

(5) 成年後見制度の利用（特に利用者の権利擁護）については、家族或いは身元引受人に
対して積極的な対応を推奨

6 防災計画

＊マイトラ消防計画に基づき、防災管理体制の遵守

＊防災計画により火災予防訓練等

7 地域との交流及びボランティアの受け入れ

＊文化祭や納涼祭等の施設行事を通じた地域との交流

＊各種団体、個人によるボランティア活動との円滑な関係構築

＊新たな個人、団体の受け入れについても幅広く要請

（ボランティア受け入れ計画はボランティア委員会事業計画に基づく。）

8 会議の開催並びに職員の研修

＊施設の適正な運営を目的とした会議を開催

＊職員の資質向上と職務に必要な知識、技能の修得を目的とした施設内外の計画的な研
修計画の策定

(1) 会議の開催並びに施設内研修計画

区分	実施時期	研修テーマ	対象職員
全体研修	随時	感染症予防、救命救急講習、接遇、専門的知識習得他	全職員
運営会議	毎月第1水曜日	施設運営、諸連絡他	関係職員
各部所会議	毎月1回定期的	検討事項、諸問題他	部所職員
ケース会議	随時	利用者処遇について	関係職員
給食委員会	毎月第1水曜日	委託業者との打ち合わせ、給食の評価等	委託業者、関係職員

(2) 施設外研修 (社会福祉施設関係)

実施月	区分	対象	研修名
6月/8月/9月	新任職員研修	職務経験2年未満の職員	新任職員研修
7月/8月/10月	中堅職員研修	職務経験2年以上で主任等の役職にない職員	中堅職員基礎研修
8月/9月/10月	中堅職員研修	職務経験5年以上で主任等の役職にない職員	中堅職員基礎研修
2月	新人処遇職員研修	新人研修	福祉マンパワー講習
随時	新潟県身体障害者施設協議会	直接処遇職員、事務職員他	研修および研修を兼ねた会議等

(3) その他の研修

区分	期間	内容	参加者等
施設外派遣研修	適時	直接処遇に関する研修	希望者も含めて施設長が必要と認めた職員
施設内研修	適時	外部講師を招聘しての研修 WEBを用いた各種研修 (施設内研修委員会)	全職員

Ⅲ 所属毎の方針及び計画

1 総務課 事務係

(1) 利用料徴収

- ＊現状の利用料徴収率 100%を維持

- ＊自動収納手続きを継続

(2) 各部所の連絡調整

- ＊各部所間との円滑な連絡と調整

(3) 介護給付費請求業務

- ＊適正請求

- ＊取得可能な単位の確認と提案

(4) 設備・備品の入替や購入

- ＊収支予算を組み立てた上での所属長との協議、調整による入替及び購入

(5) 法人会議の開催準備

- ＊理事会並びに評議員会等、法人が開催する会議の準備と設営

2 生活支援課 支援係 支援計画係

(1) 支援係の目標として次の項目

①施設内での感染症発生予防

- ＊職員に対して基本的な感染対策（マスク着用、手指消毒）指導管理

- ＊施設内消毒並びに換気（一日1回）

②利用者確保のための連絡、連携システムを構築し利用者確保

- 各関係機関となる相談支援事業所会議への参加や県内相談支援事業所への訪問

③利用者確保に伴う設備整備と備品の入替や新規購入対応

④口腔ケア対応

- ＊嘱託歯科医師と連携

- ＊利用者の口腔衛生の向上

- ＊誤嚥性肺炎の予防

- ＊職員の歯科的知識の向上

⑤コミュニケーションを重視した働きやすい職場環境づくり

- ＊普段の声掛け

- ＊積極的な相談対応

⑥合理的配慮の実践

- ＊利用者とのコミュニケーションの機会を増やす

- ＊利用者の言葉の中から想いを掴み取る

- ＊利用者の人格を尊重する

⑦事故防止

- ＊看護係、訓練係、給食係との多角的な視点での連携

⑧生活支援員としての知識並びに介護技術の向上

- ＊施設内への研修参加
- ＊施設外への研修参加
- ＊リモートによる研修等にも積極的に参加

⑨個別支援計画に基づく介護・支援技術等の統一化

- ＊スタッフ会議での情報交換
- ＊ミーティングでの情報交換
- ＊記録システムを活用した職員間の連携
- 利用者並びに家族との連絡調整による信頼関係の構築
- ＊支援計画作成時
- ＊家族会開催時

⑩利用者並びに家族との信頼関係に基づく協力体制の構築

- ＊支援計画作成時
- ＊家族会開催時

(2) 支援系の業務内容

①事故の予防

- ＊月1回の事故対策検討会議の開催
- ＊事故対策委員会を中心とした事故検証
- ＊事故防止策の提示
- ＊事故防止対応

②入浴の支援

- ＊週2回実施。(一般浴、リフト浴、特殊浴槽浴)
- ＊利用者の心身の状況を把握
- ＊可能な限り自立した清潔保持の支援

③排泄の支援

- ＊羞恥に考慮した排泄支援
- ＊排泄の自立に必要な援助及びオムツ交換等

④食事の支援

- ＊栄養ケア計画に基づいた可能な限り自立した食事支援
- ＊食事支援のための給食係(管理栄養士)と看護係連携
- ＊利用者の嚥下、咀嚼状態や嗜好も考慮した食事の提供

⑤健康管理

- ＊嘱託医、主治医、看護係との連携
- ＊利用者の異常の早期発見
- ＊健康保持のための支援

⑥日中活動

- *週5回（月曜日～金曜日）の開催
- *日中活動の充実のため、一階の生活介護のフロアーに活動の場を提供
- *カラオケ大会
- *スイーツ作り等行事

⑦権利擁護・虐待防止

- *施設内の研修への参加
- *施設外の研修への参加
- *参加利用者の権利擁護、虐待防止等の取り組みに必要な知識の習得
- *合理的配慮として、個々の利用者に合った
 - ・居室の間取り
 - ・食器の選定
 - ・食事形態
 - ・入浴方法
 - ・選定入浴機材

（３）支援計画系の目標として次の項目

①個別支援計画

- *個別支援計画の平準化
- *利用者の誕生月を基準にして個別支援計画の作成
- *本人への聞き取りと過去の病歴行動を参考にしたモニタリング
- *家族への聞き取りと過去の病歴行動を参考にしたモニタリング
- *本人への聞き取り調査等での意向、課題を正確に把握
- *家族への聞き取り調査等での意向、課題を正確に把握
- *より利用者の立場に立った個別支援計画の作成
- *6ヶ月に1回、生活全般に関わるモニタリング項目の調査、聞き取りにて課題を抽出

②支援計画

- *市町村並びに相談支援センター等との密な連絡
- *地域生活移行に向けた支援計画を作成
- *必要に応じて個別支援計画の修正

（４）支援計画系の業務内容

①個別支援計画の作成

- *利用者との面談等で本人の意向と課題を把握した目標の設定
- *利用者本人も参加した中でカンファレンスを開催し、個別支援計画を作成

②個別支援計画の見直し

- *6ヶ月に一回の見直し若しくは本人の心身の状態に変化があった場合の見直し

③支援の確認

- *担当職員による利用者への支援計画の確認

- *利用者への聞き取りやモニタリングの際の支援計画の確認
- *必要があれば指導、助言

3 生活支援課 看護係

(1) 健康管理

- *保健衛生計画を策定
- *入所者の健康管理
- *職員の健康管理

(2) 嘱託医・主治医との連携

- *嘱託医・主治医への利用定期健康診断の結果や対象の変化報告
- *利用者の健康状態変化の早期発見と早期治療への対応

(3) 医療機関連携

- *協力病院や利用者が受診する医療機関と連携
- *適切な通院治療

(4) 利用者自身が健康管理

- *必要に応じた助言と指導
- *一緒に考え、寄り添う対応

(5) 感染対策

- *感染予防と拡大防止に向けた標準予防策の徹底と継続
- *感染予防と拡大防止に向けた標準予防策の必要性の職員への周知活動

(6) 歯科診療への対応

- *嘱託歯科医師による利用者口腔内診査情報と歯科受診との連携対応

(7) 新型コロナウイルス感染症

- *日常的な健康観察
- *5類感染症対応
- *感染爆発に対する感染予防の継続
- *地域周辺の感染状況や変化する情報を収集
- *適時、必要な対策を検討し実行
- *利用者の感染対応

-発熱や上気道症状出現者が発生した場合-

- ・マニュアル対応の開始
- ・速やかな隔離対応
- ・協力病院への連絡
- ・PCR検査の実施による早期に感染の有無の判定
(PCR検査とインフルエンザ検査の同時実施)
- *職員の感染対応
 - ・体調不良となった場合、速やかな状態報告と上司への指示の確認

-発熱・上気道症状が出現した場合-

- ・当該者が協力病院へ連絡
- ・PCR 検査
- ・早期に感染の有無の判定

ただし、事前に抗原検査を行い陽性確認した場合や体調不良が著しい場合は、上司への報告と指示確認

＊職員の体調管理

- ・一日 2 回の検温
- ・手指消毒の励行
- ・必要な防護具（マスク、防護用ゴーグル）使用の徹底
- ・施設内の換気の継続
- ・濃厚接触者及び感染が疑われる者との関わりへの配慮

{保健衛生計画}

4 月 利用者健康診断

＊実施内容

胸部 X 線検査、血液検査、体重測定、血圧測定

＊対応内容

- ・嘱託医への健康診断の結果報告
- ・嘱託医の指導のもと、健康指導
- ・嘱託医の指導のもと、外来受診

5 月 職員健康診断（特定業務該当職員 10 月に 2 回目実施）

＊実施内容

胸部 X 線検査、血液検査、体重測定、尿検査、聴力・視力検査等、医師の診察

＊対応内容

- ・産業医の指導のもと、必要があれば受診を指導

6 月から 12 月 ワクチンの接種

＊実施内容

- ・インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン、肺炎球菌ワクチン（希望者）

＊対応内容

- ・入所者にワクチン接種の必要性和副反応の説明

10 月 利用者健康診断、特定業務該当職員健康診断

＊実施内容

- ・尿検査、体重測定、血圧測定

＊対応内容

- ・4 月、5 月の対応内容に準じる。

10 月から 3 月 感染予防研修会

＊実施内容

- ・インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症への対応策を確認
- ・状況に応じた対応
- ・更に必要があればマニュアルの変更
- ・冬季感染予防策として感染予防マニュアルに沿った施設内の消毒作業、排泄物処理
- ・感染が拡大している場合には、施設内消毒の方法を検討し見直し

＊対応内容

- ・年間を通し日常的な感染予防
- ・職員には、標準予防策を徹底することを繰り返し指導

＊その他

- ・夏季間の健康管理
室温湿度調節等環境整備、食中毒の予防と指導
- ・冬季間の健康管理
室温湿度調整等環境整備

＊対応内容

職員：施設内でのマスク着用、手指消毒等の標準予防策を継続日常的な自身の健康管理

利用者：状況及び必要な場所でのマスク（不織布）着用と手指消毒の促し

4 生活支援課 機能訓練係

リハビリテーション

＊利用者が安全かつ安心して施設生活を営めるためのリハビリテーション

＊現状の身体機能、能力を維持し向上するためのリハビリテーション

（１）機能訓練

＊運動療法

＊物理療法

＊装具療法

（２）利用機材のメンテナンス

＊正常に使用するための日常的なメンテナンス

＊故障した場合の施設での修理または業者へ修理の依頼

＊車いすの購入が必要な利用者に対しては、適正な車いすを選定し購入手続きの代行

（３）福祉用具の選定

＊利用者に対して適切な用具の選定

＊購入手続きの代行

（４）リハビリテーションマネジメント計画の策定と継続

＊利用者のリハビリテーションマネジメント計画を策定

＊同意を得ての計画の実施と継続

＊定期的（３ヶ月に１回を目安）な見直し

＊利用者の生活機能の改善、悪化の防止や尊厳ある自己実現のためのリハビリテーション

5 生活支援課 給食係

- ＊利用者一人ひとりの生活に必要な栄養及び熱量の十分な確保
- ＊現在の身体状況の維持が可能な食事の提供
- ＊味付け・硬さ・量等の嗜好調査を実施
- ＊利用者より食事を美味しく食べていただけるよう四季折々の食材を用いた「目で楽しめる食事作り」
- ＊少しでも家庭的な雰囲気が味わえるような食事の提供

(1) 利用者の状態把握体重の変化を把握することで一人ひとりの栄養及び熱量の十分な確保と現状の維持

- ①栄養状態と喫食状況の把握
- ②健康状態に適した食事の提供
- ③体重測定の実施（毎月末に実施）
- ④嗜好調査の実施（年1回）

(2) 栄養ケア・マネジメント計画の策定と継続

- ＊新規に入所者の栄養ケア・マネジメント計画を策定
- ＊同意を得ての計画の実施と継続
- ＊最適な栄養ケアのための定期的（6ヶ月に1回）に手順に沿った見直しと最適化

(3) 適時適温の食事提供

- ①喫食2時間前の調理の徹底
- ②調理終了後の温蔵庫の使用
- ③生活介護事業への配膳には温冷配膳車を使用

(4) 口腔衛生管理及び経口摂取の支援

- ＊嘱託歯科医師による定期的（1ヶ月に1回）な口腔内の検診結果に基づいた対応
 - ・利用者の咀嚼能力等の口腔機能維持
 - ・嚥下機能の維持
 - ・利用者が少しでも長く経口摂取が可能となるための支援

(5) 衛生管理の徹底

- ①食中毒の予防
 - ア 手洗いの徹底
 - イ 調理器具の整理整頓
 - ウ 食品管理の徹底
 - エ 感染症の流行時のマニュアルの再確認
- ②定期検便の実施

(6) 行事食の実施

＊旬の食材を生かし、季節感を演出した食事の提供

①年間の行事食

ア 春の宴

イ 納涼会

ウ 文化祭

エ 大晦日の刺身の盛り合わせ

オ その他、各月毎の行事食

カ 委託事業所によるコンセプトメニュー

キ 自治会主催焼肉夕食会

ク 海鮮丼献立

ケ 自治会主催海鮮祭り

(7) 調理器具、食器等の入替

＊経年劣化による器具・食器等は、随時入替

(8) 掲示物の作成

＊利用者の目に留まるような見やすく華やかな献立表の作成

＊利用者に少しでも食事や栄養面に興味を持ってもらうための工夫

・イベント食の実施時には、事前にポスターを掲示

(9) 食中毒研修

＊年1回の実施

＊非常時対応研修は年2回、委託事業者と合同で開催

＊食中毒発生の阻止及び有事に備えた、マニュアル等の見直し

(10) 業務支援ソフトの活用

＊利用者へのサービス向上

・福祉施設業務支援ソフトを利用した日々の食事摂取量、食事の状況等を記録

・他部所との情報共有、情報の整理、保管

(11) 利用者の口腔衛生管理及び経口維持加算の算定

＊嘱託歯科医師協力のもと、定期的な歯科検診での連携

＊日々のミールランド（食事観察）

＊得た情報を多職種と共有連携し、問題点等を抽出し対応策を検討

＊改善につなげ利用者の口腔機能維持

6 特定相談事業 相談支援センターマイトーラ

(1) 目標項目

①訪問、電話や文書返答等にて利用者、家族のニーズを聴き取り、利用者が地域で生活しやすいサービスを調整

②他相談支援センター、市町村と密に連絡を取り、サービス等利用計画への反映

③各研修や会議に参加し、相談支援専門員としての知識、技術向上

- ④毎月開催される南魚沼相談支援事業所連絡調整会議に参加し、地域の情報収集
- (2) 業務内容

- ①サービス等利用計画の作成
- *利用者、家族のニーズを反映したサービス等利用計画の作成
- ②サービス等利用計画の提出
- *市町村へ提出
- ③サービス等利用計画の見直し
- *定期的にモニタリング
 - *必要に応じてサービス等利用計画の変更
- ④地域資源の情報収集
- *地域のフォーマルサービスの情報に加え、インフォーマルサービスの情報収集

IV 各種委員会

別に定める職員委員会規程に基づき、委員会毎に年度計画のもと事業を実施

1 感染対策委員会事業計画

- (1) 感染対策会議（役職員）の指示のもと、感染対策リーダーを中心に感染予防対策

2 広報委員会事業計画

- (1) 広報誌の発行（1回400部）
- (2) 動画系 SNS「Social Networking Service」を利用した広報活動
- (3) 記事に関する資料の収集、原稿の依頼と編集

3 ボランティア委員会事業計画

- (1) 行事ボランティアに加え、日常ボランティアの獲得
- (2) ボランティア会議を開催し、ボランティアとの意見交換の実施
- (3) 毎月、月間予定表・ボランティア案内を作成し、ボランティア団体に配布

ボランティア受け入れ計画

団体名	内容
サークル Ami	①清拭タオルたたみ、洗濯物たたみ
ボランティアみちの会	②外出希望者の付き添い
南魚沼市社会福祉協議会	③日中活動のお手伝い
八海高等学校	④車椅子の清掃
堀之内高等学校	⑤スガちゃん喫茶のお手伝い
塩沢商工高等学校	⑥オセロや将棋の対戦相手
幸友グループ	⑦歌や踊り等の余興
城内ボランティアの会	⑧その他

民生委員女性部	
ハッ峰の会	
更生保護女性部	

4 実習委員会事業計画

- (1) 福祉系大学、福祉系専門学校、並びに福祉施設等からの実習依頼を受け、それぞれの
実習計画に沿った研修の補助

5 施設内研修委員会事業計画

- (1) 職員一人ひとりがスキルアップを図れる研修

(2) 研修予定

- 4 月 欠之上地区クリーン作戦（清掃活動）
- 5 月 接遇研修
- 6 月 感染対策研修
- 7 月 アンガーマネジメント研修
- 8 月 身体拘束防止研修
- 9 月 虐待防止研修
- 10 月 欠之上地区クリーン作戦（清掃活動）
- 11 月 感染対策研修（実技）
- 12 月 救命救急法研修（実技）
- 1 月 業務継続研修

6 施設外交流委員会事業計画

- (1) 入所者の自立と社会参加の促進を目的とした援助

- * 地域住民、他施設の入所者と交流
- * 地域住民、他施設の入所者との親睦

- (2) 施設外行事内容

- * 利用者の気分転換

実施月	行事	会場（予定）
6 月	八海高等学校体育祭見学	八海高等学校グラウンド
6 月	県身協主催オセロ交流会	当番施設会場
9 月	魚沼郡市ボッチャ交流会	未定
11 月	県身協主催スポーツ交流会	当番施設会場

7 行事委員会事業計画

実施月	行事	内容
4月	春の宴（家族会交流会）	飲食・余興を交え、主に家族との交流
8月	納涼会	地域住民にも参加を呼びかける。 夜店・露店の出店や花火の打ち上げ。
11月	文化祭	作品展示・模擬店・クラブ作品、ボランティア等の アトラクション
12月	クリスマス忘年会	飲食を交えてのアトラクションとプレゼントの配布
1月	正月三が日行事	獅子舞、絵馬作成、装飾、書き初め、替わり湯等
2月	親睦会	自治会主催

毎月	誕生日昼食外出	昼食を外食とし、買い物を楽しむ。 都合により参加できない場合は、「出前」または 「品物」を用意する。
----	---------	--

8 防災委員会事業計画

（1）総合避難訓練

- * 火災、災害時、利用者を安全かつ迅速に避難誘導するための総合避難訓練
- * 火災、災害時、職員が利用者と共に安全かつ迅速に避難するための総合避難訓練

（2）活動時期と内容

- * 年2回（7月・10月）
- * 避難訓練、通報訓練、消火訓練、消防設備操作方法の確認

9 事故対策委員会事業計画

- * 毎月実施のスタッフ会議後の委員会開催
- * 「事故報告書」を基に事故再発も含めた防止に関する事項について協議
- * 事故内容の詳細について検証
- * 対応策の設定
- * 後日、講じた対応策を再度検証し事故防止策の検証

（1）日常での対応

- * 適宜、委員会メンバーを招集し、施設内外で事故の発生が想定される箇所、場所、内容を考慮した対応策を協議
- * 対応策を示して安全な環境整備

10 虐待防止委員会事業計画

（1）職員の虐待防止意識・知識の向上を図り虐待のない施設づくりを目指す

- (2) 年2回、職員を対象に「虐待防止チェックリスト」を用いた虐待の調査
- (3) 事故対策委員会の報告の中、虐待に繋がるような内容については虐待防止委員会が対応
- (4) 委員会は、基本年1回開催とするが、必要に応じて随時開催